

岩手県告示第 102 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 2 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 路線名 元木江刈内線
- 2 供用開始の区間 岩手郡岩手町大字江刈内第 28 地割字室ヶ沢 52 番 2 地先から 49 番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 20 年 2 月 15 日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所
 - (2) 期間 平成 20 年 2 月 15 日から同年 3 月 15 日まで